

滋賀県防犯カメラ設置促進事業実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)および滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金交付要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金の交付手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自治会等の定義および要件)

- 2 この交付金における「自治会等」は、次のいずれかに該当するものをいい、過去において本事業に係る交付金(滋賀県自治振興交付金を含む。)の交付を受けたことがあるか否かを問わず、この交付金の対象となる防犯カメラを設置することができるものとする。
 - (1) 自治会、町内会、町会、部落会、区会等
 - (2) 地域において安全なまちづくりに資する活動に取り組んでいる自主防犯活動団体

(事業期間)

- 3 事業期間は4月1日から翌2月末日までとし、市町は事業期間内に、防犯カメラの設置工事が完了したことを確認した上で、自治会等に対する交付金の支払を完了させること。

(交付申請期間)

- 4 市町から県への補助金交付申請は、4月1日から7月31日までとする。

(交付申請の手続)

- 5 市町は、要綱に定める別記様式第1号のほか、実施計画書(別紙1)およびその添付書類を滋賀県総合企画部県民活動生活課消費生活・安全なまちづくり係(以下「県民活動生活課」という。)宛てに提出すること。

(変更承認の手続)

- 6 市町は、要綱に定める別記様式第2号のほか、変更実施計画書(別紙2)およびその添付書類を県民活動生活課宛てに提出すること。

(実績報告の手続)

- 7 市町は、要綱に定める別記様式第3号のほか、実施完了書(別紙3)およびその添付書類を県民活動生活課宛てに提出すること。

(防犯カメラの性能基準)

- 8 この交付金の対象となる防犯カメラについて、性能基準は設けない。ただし、

市町は、自治会等に対し、次の性能を有する防犯カメラを推奨すること。

- ・画素数が500万画素以上のSDカードレコーダー内蔵カメラを有すること。
- ・昼間はカラー、夜間は高感度モノクロに切り換わる、デイトライト機能を有すること。
- ・最低被写体照度がカラー：0.09 lx以上 / モノクロ：0 lx以上（赤外線LED投光時）であること。
- ・電動バリフォーカルレンズを有していること。
- ・水平画角が05°～30.3°、垂直画角が56.3°～17.1°以上であること。
- ・プライバシー保護の機能を有すること。
- ・動体検知機能を有すること。
- ・録画解像度が2592×1944 / 1920×1080 / 1280×720 / 640×480に対応していること。
- ・SDカードは最大256GBに対応していること。
- ・時刻補正機能を有すること。
- ・2.4GHz帯の無線LANに対応していること。
- ・IP67に準拠していること。
- ・録画状態表示LEDを有すること。
- ・優良防犯機器認定制度(RBSS)*の認定を受けているものであること。

※優良防犯機器認定制度とは

公益社団法人日本防犯設備士協会が、一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより、優良な防犯機器の開発および普及の促進を図る自主認定制度。

(補助対象経費)

9 補助対象経費は、次に定める防犯カメラの新たな設置およびこれに伴う経費とし、機器の修繕費、電気料金その他維持または管理に要する経費および地代または占有料名目の経費は対象としない。

- (1) カメラ、モニター、レコーダーまたはその他防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- (2) 同機器の取り付けまたは設置工事に要する経費

(自治会等への指導事項)

10 市町は、自治会等に対し、次の事項について指導するよう努めること。

- (1) 防犯カメラの設置場所、撮影方向等について、所轄警察署(生活安全課)と事前協議を行うこと。
- (2) 防犯カメラの運用に関する指針(平成16年12月14日施行)を遵守すること。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。